

5. 日常生活の援助

— 日常生活に不自由な思いをしている人のために —

● 補装具の購入・修理・借受け

身体上の障害を補うための用具（補装具）を購入・修理・借受け（以下、購入等という。）する際に費用が支給されます。

先に購入・修理を済ませたものは対象になりません。事前申請が必要です。

◎対象者

身体障害者手帳の交付を受けている人、又は難病（障害者総合支援法の対象疾病）で、判定で認められた人

◎補装具の種類

※介護保険貸与用具（車いすなど以下の※下線のもの）は、原則として介護保険の制度が優先されます。

障害別	種類
肢体不自由者（児）	義肢、装具、 <u>※車いす</u> 、 <u>※電動車いす</u> 、 <u>※歩行補助つえ</u> （一本つえを除く）、 <u>※歩行器</u> 、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者（児）	補聴器、特別補聴器（身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児に交付） 人工内耳音声信号処理装置（修理のみ）

◎費用

原則、1割の自己負担が必要です。所得に応じて負担上限額があります。（下表参照）

また、対象者が18歳以上の場合、本人又は配偶者の市民税所得割課税額が46万円以上の場合は支給対象外になります。※令和6年4月1日より、18歳未満の児童の補装具費に対する所得制限は撤廃されました。

月額負担上限額

階層区分 ※1	月額負担上限額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（46万円未満）	37,200円
市民税課税世帯（46万円以上）【障害児】	37,200円
市民税課税世帯（46万円以上）【障害者】	支給対象外

※1 障害者（18歳以上）…本人および配偶者
障害児（18歳未満）…障害児が属する世帯

◎購入等申請の手順 申請先：障害福祉課（06-6858-2746）



① 市役所へ購入・修理または借受けの申請をします。



② 通知および、支給券が本人宛に送付されます。



③ 業者と補装具の購入等を進めます。

※身体障害者手帳（または特定医療費（指定難病）受給者証）・個人番号のわかるものを持って

必ず事前に障害福祉課へご相談ください。

※一部補装具を除き、医師の意見書が必要です。（所定様式をお渡しします。文書料がかかる場合があります）

※一部補装具を除き、**申請後、大阪府障がい者自立相談支援センターの判定があります。**

判定には直接判定（月1回行われる巡回相談）・文書判定（医師の意見書によるもの）等の方法があり、補装具の種類によって受ける判定が異なりますので、詳しくはご相談ください。